

福島県知事

佐藤雄平様

要望書

(平成25年度知事を囲む商工会代表者会議)

平成25年11月8日

福島県商工会連合会

会長 轡田 倉治

平素は、福島県内中小・小規模事業者に対する御支援並びに商工会の事業推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

東日本大震災と依然として収まらない原発事故の影響、さらには、税や社会保障負担の増大など、県内中小・小規模事業者の経営環境の悪化はより一層深刻さを増し、長期にわたる景気低迷の中、これまで経験したことのない厳しいものとなっております。

震災から2年8か月が過ぎました。首都東京から250キロ離れた福島では、原子力災害により放出された放射性物質により、食品・農林水産物の出荷制限などの直接的な被害に加え、風評被害は深刻さを増しております。

また、商圈の喪失や人材の流出、事業資産価値の減少等経営環境が悪化し、その影響は、県内のあらゆる産業に多大な打撃を与え続けております。

避難指示区域の見直しにより、計画的な除染や生活インフラの復旧・整備等、住民の帰還、地域の再興に向けた取り組みが始まっておりますが避難指示期間が長期化している現状において、依然として、事業再開に苦慮している事業者が多く、これら事業者が他の地域で業種転換を含めた事業再開が図れるよう早急に効果的な支援策を講じる必要があります。

さらに、原子力損害賠償においては、幾度も国、東京電力に対し被害の実態に見合った十分な賠償を確実に行うよう強く求めてきたところではありますが、東京電力には被害者の立場に立った誠意ある対応がなされておられません。県においては、東京電力の賠償に関わる体制及び姿勢に対しこれまで以上に指導を徹底されるようお願いいたします。

県内産業に活力を取り戻し、地域を支えることが地域に密接な商工会の役割・使命であり、中小企業・小規模事業者の事業再建等に対する各般の支援が最重要課題となっております。

つきましては、次の事項についての特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

I. 原子力災害からの克服と産業復興・再生の確実な実施

1. ふくしまの早期復興・再生について

(1) 避難指示区域等全体のグランドデザインについて

震災及び原発事故の影響により壊滅的な被害を受けた、避難等指示区域及びその周辺地域の中小企業・小規模事業者は、今後の生活環境等の復旧見通しが立たないため経営不安が増大し、帰町、帰村が進まず、事業再開の目途が立たない状況にある。

避難指示区域等全体に対し希望の持てるグランドデザインを早期に示すことは、復興の基礎となるものであるので、早急に全体的な復興像を明確に示すよう要望する。

(2) 福島復興再生特別措置法に基づく施策・事業の拡大強化について

避難指示区域等の復興・再生、安心して暮らせる生活環境の実現、公共インフラの整備、事業者の帰還促進、新たな産業の創出等、福島復興再生特別措置法に即して作成された各種計画が着実に実施されるよう要望する。

2. 復興・再生に向けた原子力損害に対する支援について

原子力損害賠償は、未曾有の被害を受けた事業者にとり、被害実態に見合った十分な賠償を受けるべきであるが、財物損害に対する基準（算出方法）は、被害実態に見合った十分な賠償ではない。本会ではこれまで東京電力に対し、賠償の基準等の見直し、改善等を行うよう繰り返し強く求めてきたが、東京電力には「指針」を超える賠償を行う姿勢はなく、事業者が早期の事業再建を図るために極めて重要である財物賠償についても、既に自社の許容範囲を超えているとして、改善が図られていない。

については、東京電力の賠償体制及び姿勢に対し指導を強化するとともに、財物賠償等においては現場の被害実態を十分に反映するよう「指針」の追加・見直しを含め下記の事項に関わる支援を要望する。

(1) 避難指示期間の長期化による財物賠償（償却資産）の完全実施

(2) 事業再開に必要な新たな投資に対する賠償と指針・基準の見直し

(3) 営業損害における平成27年3月以降の賠償継続

(4) 東京電力の賠償体制及び姿勢に対する指導強化

(5) 営業損害賠償金に対する非課税措置

Ⅱ. 被災地域等の事業者の事業再生に向けた支援策の拡充強化

甚大な被害を受けている地域においては復旧・復興事業が遅れるとともに、未だ原発事故の影響がより強く地域を覆っており、事業再建や地域再生の前途は一層厳しさを増している。

被災地域等の事業者は、避難指示等により事業拠点を奪われたことが原因となって、長距離移動を余儀なくされ、燃料費等経費が増大し、受注の減少や従業員の離職など、特別な経営課題を抱えている。このような状況を十分に踏まえ、より効果的な補助制度の整備など諸課題への対応を加速させる必要がある。

また、避難指示区域等が再編され、避難指示解除後の住民帰還を牽引するためには、小売・サービス業等の事業再開が必要不可欠であるが、避難先で事業再開した事業者が、帰還し事業再開する場合の現行の補助制度は極めて限定的であり、避難指示期間の長期化を想定した制度内容ではない。

については、中小企業・小規模事業者の事業再建に向けた、現行制度の枠を超えた、新たな補助制度の創設及び各般の支援策が切れ目のなく実施されるよう下記項目について要望する。

- (1) 避難指示区域等に限った新たな小規模事業者向け補助制度の創設
- (2) 中小企業等復旧・復興支援事業補助金の拡充強化
- (3) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助金の小規模事業者に対する要件緩和
- (4) 特定地域中小企業特別資金（避難指示区域での事業再開）制度の貸付規模及び融資限度額の拡大
- (5) 事業用土地購入等費用に対するあらたな補助制度の創設
- (6) 被災事業者等の従業員等雇用確保のための支援措置

Ⅲ. 風評被害払拭への対応にかかる支援

地域の産業の復興・再生には依然として大きな課題があり、とりわけ風評被害の拡大と震災被害の風化を強く懸念するものだが、未だ放射能への警戒心から、福島県内の観光地等を訪れる観光客の減少が一層深刻化している。

加えて、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水処理の問題が日々報道され、風評被害は収まるどころか、更に拡大・長期化し、事業者の経営は危機的状況に陥っている。

このような状況において、風評被害による影響を低減・克服するための対策を早急に講じるとともに、下記項目について地域産業の回復・改善に対する各般の支援を要望する。

- (1) 安全・安心に関わる正確で分かりやすい情報発信の強化
- (2) 風評被害による売上減少に対する営業損害の賠償継続
- (3) 観光客や教育旅行者（外国人含む）に対する誘客促進
- (4) 食品、加工品、工業製品等の取引拒否、キャンセル等に対する監視強化
- (5) 商工会等による「風評被害払拭消費拡大事業」にかかる支援

Ⅳ. 中小企業の復興・事業継続を推進するための予算拡充

1. 中小企業者復興支援事業（緊急雇用創出基金事業）の予算措置について

中小企業者の復興支援さらには放射能検査業務に従事するため商工会等に設置された「復興支援員」については、中小企業・小規模事業者の事業再建、復興支援等に必要不可欠であるため平成26年度以降についてもこれまで同様に設置されるよう強く要望する。

2. 小規模事業者に特化した資金融資制度の創設について

原発事故等による直接・間接の被害を受けた小規模事業者は厳しい経営を強いられ、事業再開・継続に様々な課題を抱えている。地域経済の底辺を支えている小規模事業者の経営環境の悪化が長期化すれば、事業継続が困難となり地域の疲弊に加速がかかることが予想される。

については、小規模事業者に特化した、事業再開・継続等を目的とした、商工会等の推薦に基づく、長期返済・低金利融資による資金融資制度の創設について要望する。

3. 小規模事業経営支援事業の充実について

中小企業・小規模事業者の経営・金融支援はもとより、地域を支え、地域に活力を取り戻すため、地域商工業者に密接な相談窓口である商工会に期待される役割は極めて大きい。

また、原発事故に伴う避難指示区域等の商工会においては、事業再開を目指す中小企業・小規模事業者への経営支援や原子力災害損害賠償の支援など、緊急な要請に応え直接企業を支援する体制を強化する必要がある。

については、平成26年度予算編成にあたり商工会関係予算が十分かつ確実に措置されるよう強く要望する。



福島県商工会連合会

〒960-8053 福島市三河南町 1 番 20 号 (コラッセふくしま 9F)
TEL (024)525-3411(代) FAX(024)525-3413